

日時 平成 23 年 11 月 10 日 (木)
9 時 30 分～
場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) e-Tax の普及・拡大について

(総務課)

○別添 1 のとおり

(2) 平成 23 年分申告所得税第 2 期分について

(管理運営部門)

イ 納期限及び口座振替日 11 月 30 日 (水)

ロ 口座振替未利用者の納付書送付日 10 月 26 日 (水) 発送済

- (3) 平成 23 年確定申告分の振替納付日等について (管理運営部門)
- イ 申告所得税 平成 24 年 4 月 20 日 (金)
 - ロ 消費税 (個人事業者) 平成 24 年 4 月 25 日 (水)

- (4) ダイレクト納付の利用について (管理運営部門)
- 別添 2～5 のとおり

- (5) 震災特例法における「震災の発生直後の価額」の計算に用いる「調整率」の公開日等について (資産課税部門)
- 平成 23 年 11 月 1 日 (火) に国税庁ホームページにて公開
- 別添 6～8 のとおり

添付書類

- 1 法定調書 (合計表) の作成・提出も e-Tax のご利用を! (総務課)
- 2 「ダイレクト納付」のおすすめ! (管理運営部門)
- 3 国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書 (管理運営部門)
- 4 ダイレクト納付利用可能金融機関一覧 (管理運営部門)
- 5 ダイレクト納付とインターネットバンキングによる納付の比較 (管理運営部門)
- 6 税理士の皆様へのお願い (資産課税部門)
- 7 「調整率表」〈一般の土地等用〉の説明 (資産課税部門)
- 8 東日本大震災に係る「調整率表」の閲覧方法 (資産課税部門)

平成 23 年 11 月 10 日
熊 谷 税 務 署

法定調書(合計表)の作成・提出も e-Taxのご利用を！

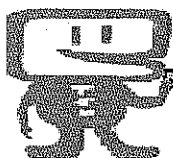
e-Taxの利用促進につきましては、ご協力いただきありがとうございます。

さて、平成 24 年 1 月 31 日(火)に提出期限となります
法定調書(合計表)につきましても、より多く e-Tax
をご利用くださいますようお願い申し上げます。

[メリット]

- 画面に表示される様式に必要な事項を入力するだけで、各種法定調書や合計表が簡単に作成できます。
- 支払者の氏名や住所等があらかじめ画面に表示されますので、入力の手間も簡略化できます。
- 多種・多量にわたる法定調書の作成にあたり、大幅な事務の効率化・経費節約はもちろん、事務の煩雑化の防止にもつながります。

源泉所得税の「所得税徴収高計算書」(平成 24 年 1 月提出分)
につきましても、e-Taxをご利用くださいますようお願い
申し上げます。



※ ご不明な点は、総務課長又は総務課長補佐までお尋ねください。
(電話 048-521-2905)

国税の新たな納付手段

「ダイレクト納付」のすすめ!

是非ご利用ください!

ダイレクト納付とは...

- 事前に税務署にダイレクト納付利用届出書を提出しておけば、e-Taxを利用して電子申告等の送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納付することができる新たな納付手段です。
- 税理士の皆様は、電子申告等の代理送信を行った国税について、納税者に代わってダイレクト納付を行うことができます。

◆ ダイレクト納付のメリット



- ① 税務署や金融機関に出向くことなく、自宅やオフィスなどから納付ができます。
※ 特に利用回数の多い手続に便利です(源泉所得税の毎月納付手続など。)
- ② 納付手続が簡単(電子申告等の送信後、ワンクリックで納付手続が完了)です。
- ③ インターネットバンキングの契約が必要ありません。

◆ 利用可能税目



電子申告等が可能な税目(源泉所得税、法人税、消費税及び地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税)が対象となります。

◆ まずは届出書の提出を!

- e-Taxを利用している方なら、ダイレクト納付利用届出書を税務署又は金融機関に提出しておけば、1か月後にはご利用いただけます。
- 税理士の皆様は、電子申告等の代理送信を行った国税について、納税者の口座番号等を知らなくても、納税者に代わってダイレクト納付を行うことができます。

◆ 利用に当たっての留意事項

- ① 利用可能金融機関については、国税庁ホームページでご確認ください。
- ② ダイレクト納付利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。
- ③ ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高をご確認ください。
※ 納付日の指定を行った場合は、指定した日の前日に預貯金口座の残高をご確認ください。

◆ ダイレクト納付の利用手続

① ダイレクト納付利用届出書の提出

- 「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」（ダイレクト納付利用届出書）を作成し、住所地等を所轄する税務署へ書面で提出してください。

※ ダイレクト納付利用届出書は、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)から入手できます。

② ダイレクト納付利用可能のお知らせ

- 税務署と金融機関の登録手続が完了すると、「ダイレクト納付登録完了通知」がメッセージボックスへ格納され、ダイレクト納付の利用が可能となります。

※ 利用届出書を提出してから利用可能となるまで、1か月程度かかります。

③ ダイレクト納付の利用

- 申告等データの送信後、メッセージボックスに格納される受信通知を確認し「ダイレクト納付」をクリックすると、「今すぐに納付する」または「納付日を指定して納付する」を選択できます（納税者と税理士どちらからでも操作できます）。

※ 1 納期限当日に申告等データを送信した場合は、納付日を指定して納付することはできません。

2 ダイレクト納付ボタンの有効期間は、申告等データの送信日から2か月間となります。

(メッセージボックス(抄))

メール詳細

送信されたデータを受け付けました。なお、後日、内容の確認のため、担当職員からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	税務署
利用者識別番号	10000000000000000000
氏名又は名称	国税 太郎
受付番号	2009/00/00000000000000000000
受付日時	2009/00/00 17:37:00
年分	平成20年分
種目	所得税
申告納税額 納める税金	31,800円
申告納税額 還付される税金	

ダウンロード(D) お知らせ(O) 送信者表示(O) 通知書表示(O) **ダイレクト納付(D)** 文付請求(O)

戻る(B) 印刷(P) 保存(W)

今すぐに納付する場合

納付方法を選択してください。

☒ 今すぐ納付を行う。(A)

☐ 納付日を指定して納付を行う。(B)

納付日を指定してください。

納付日は、原則として納期限までしか指定できません。

納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

平成 年 月 日

納付日を指定して納付する場合

納付方法を選択してください。

☒ 今すぐ納付を行う。(A)

☐ 納付日を指定して納付を行う。(B)

納付日を指定してください。

納付日は、原則として納期限までしか指定できません。

納付日は、休日、祝日及び12月29日～1月3日は指定できません。

平成 年 月 日

④ 納付状況の確認

- 納付手続完了後、「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます。

※ 1 納付できなかった場合、残高不足等の「ダイレクト納付エラー通知」が格納されますので、必ず納付状況(エラー情報)の確認をお願いします。

2 納付日を指定して納付された方は、指定した期日の午前中にメッセージボックスの内容をご確認ください。

～ e-Taxのご利用時間 ～

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後9時（祝日等を除きます。）までとなります。

なお、ご利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合がありますので、事前にe-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)でご確認ください。

整理番号						
------	--	--	--	--	--	--

国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

平成 年 月 日提出

税務署長 あて

氏名 (法人名)

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
 なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるように、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒) 電話 ()										(金融機関お届け印)	
	(申告納税地)											
氏 名 (法人名)	(フリガナ)										〔印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。〕	
指定金融機関	銀 行・信用金庫 労働金庫・農 協 信用組合・漁 協										本 店・支 店 本 所・支 所 出張所	
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備			口座番号 (ゆうちょ銀行以外)								
ゆうちょ銀行	記号番号						-					

2 振替日時:納付情報送付日時

3. 利用開始日:ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降

[illegible]

	受	付	印	印鑑照合	検	印
(口座識別番号)						
(認証番号)						

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、☐ 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、住所地等を所轄する税務署へ提出してください。

- 【注】前半の記号は必ず5桁となります。
また、後半の番号は左詰で記載してください。
- ※ 詳しくは、「ゆうちよ銀行をご利用の方へ(記号番号記載時の注意事項)」をご覧ください。

《利用に当たっての注意事項》

1. ダイレクト方式電子納税を利用するためには、e-Tax(国税電子申告・納税システム)の利用開始のための手続が必要です。
2. 利用可能金融機関については、事前に国税庁ホームページ又は税務署でご確認ください。
3. 利用開始届出書の提出から利用可能となるまで、1ヶ月程度かかります。
4. 利用者と金融機関及び税務署間の契約についての特約を必ずご確認ください。

ダイレクト納付利用可能金融機関一覧

【平成23年10月1日現在】

本店所在地域	銀行	信用組合	導入済み金融機関	今後の導入予定
関東信越地域	6	4	群馬銀行、足利銀行、常陽銀行、筑波銀行、栃木銀行、八十二銀行、茨城県信用組合、協栄信用組合、群馬県信用組合、新潟県信用組合	
都市銀行等	6	0	みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、ゆうちょ銀行	
札幌地域	2	0	北洋銀行、北海道銀行	旭川信用金庫（23年11月予定） 札幌信用金庫（23年11月予定） 空知信用金庫（23年11月予定） 苫小牧信用金庫（23年11月予定） 北海信用金庫（23年11月予定） 室蘭信用金庫（23年11月予定）
仙台地域	10	1	青森銀行、みちのく銀行、秋田銀行、岩手銀行、北日本銀行、七十七銀行、荘内銀行、仙台銀行、東邦銀行、山形銀行 仙北信用組合	北都銀行（未定）
東京地域	6	8	京葉銀行、千葉銀行、千葉興業銀行、横浜銀行、山梨中央銀行、東日本銀行、あすか信用組合、君津信用組合、青和信用組合、大東京信用組合、第一勧業信用組合、都留信用組合、相愛信用組合、山梨県民信用組合	朝日信用金庫（23年11月予定） 川崎信用金庫（23年11月予定） 西武信用金庫（23年11月予定）
金沢地域	2	0	福邦銀行、北陸銀行	北國銀行（24年1月予定） 福井銀行（未定）
名古屋地域	9	2	愛知銀行、大垣共立銀行、静岡銀行、清水銀行、十六銀行、中京銀行、名古屋銀行、百五銀行、三重銀行 愛知県中央信用組合、飛騨信用組合	益田信用組合（23年10月予定）
大阪地域	3	3	京都銀行、近畿大阪銀行、南都銀行、滋賀県信用組合、淡陽信用組合、のぞみ信用組合	紀陽銀行（24年1月予定） みなと銀行（24年1月予定） 京都信用金庫（23年11月予定） 京都中央信用金庫（23年11月予定） 日新信用金庫（23年11月予定） 播州信用金庫（23年11月予定）
広島地域	5	0	鳥取銀行、山陰合同銀行、広島銀行、トマト銀行、西京銀行	
高松地域	6	1	阿波銀行、百十四銀行、伊予銀行、徳島銀行、香川銀行、高知銀行、香川県信用組合	四国銀行（24年1月予定）
福岡地域	4	0	十八銀行、親和銀行、西日本シティ銀行、福岡銀行	
熊本地域	1	0	熊本ファミリー銀行	肥後銀行（23年10月予定）
沖縄地域	2	0	琉球銀行、沖縄銀行	
合 計	62	19	62行、19信組	7行、13信金、1信組

※ 1 金融機関の都合により、サービス開始予定日が変更される場合があります。

2 利用可能金融機関の最新情報は、国税庁ホームページをご覧ください。

ダイレクト納付とインターネットバンキングによる納付の比較

	ダイレクト納付	インターネットバンキングによる納付
利用開始手続	税務署へのダイレクト納付依頼書兼届出書(書面による届出書)の提出が必要	納税者が個別にインターネットバンキングの利用契約を結ぶことが必要 ただし、インターネットバンキング契約を結んでいる場合は、e-Taxの利用開始届出(オンライン申請)で利用が可能
手数料	不要	金融機関によっては、月々の利用手数料等が必要
利用可能な手続	国税の納付に限定	振込、振替、定期預金の預入・解約及びペイジーを利用した税・公金の支払いなど銀行取引全般に対応
利用可能金融機関	税務署に届け出た金融機関(1行)の納付に限定	インターネットバンキングが利用可能であれば納付を2箇所以上の金融機関から分けて行うことも可能
運用上の利用しやすさ	従来の決済方法を変更することなく、国税の納付方法のみを電子納税とすることが可能	従来の決済(小切手等)を通常としてしている場合、パスワード等の管理(利用者の制限)を企業の内規に盛り込むことが必要
税理士による代理送信	顧問先の了解を得られれば、申告後に代理でダイレクト納付を行うことが可能 また、代理でダイレクト納付を行う場合でも、納税者は税理士に対し金融機関名や口座番号などの情報を教示する必要がない上、税理士がダイレクト納付手続を行っても口座番号情報は手続済通知などに非表示	インターネットバンキングのIDやパスワードを顧問先から聴取することはできないため、税理士による代理での納付は困難
納付期日の指定	即時納付指図と納付期日(納期限)を指定した納付指図の選択が可能	納付指図に連動して即時に納付手続を実行

「調整率表」＜一般の土地等用＞の説明

1 調整率について

「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（震災特例法）」により、平成23年3月10日以前に相続等又は贈与により取得した指定地域内の土地等（特定土地等）^①に係る相続税・贈与税で、同月11日以後に申告期限が到来するものについては、震災による地価下落を反映させるため、特定土地等の価額を、相続等又は贈与の時の時価によらず、「震災の発生直後の価額」にすることができることとされました。

この「震災の発生直後の価額」については、相続税等の申告の便宜及び課税の公平等の観点から、震災による地価下落を反映させた「調整率」を指定地域内の一定の地域ごとに定め、平成23年分の路線価及び評価倍率にこの「調整率」を乗じて計算することができることとしました。

なお、震災後（平成23年3月11日以後）、平成23年中に相続等又は贈与により取得した特定土地等の価額についても、同様に平成23年分の路線価及び評価倍率に「調整率」を乗じて計算することができることとしました。

（注）平成23年3月11日において所有していたものに限りします。

2 調整率表の記載について

(1) 「町（丁目）又は大字名」欄

「町（丁目）又は大字名」欄には、市区町村ごとに、町（丁目）又は大字名を五十音順に記載しています。

なお、「町（丁目）又は大字名」欄に（注）と記載がある場合には、市区町村ごとの調整率表の最終ページ以降にある別紙の地図に記載があることを示しています。詳しくは、下記「(5)『調整率表 別紙』について」をご覧ください。

(2) 「適用地域名」欄

町（丁目）又は大字内における具体的な調整率の適用地域について記載しています。

なお、「適用地域名」欄に「全域」と記載がある場合には、その町（丁目）又は大字の全域の調整率が同一であることを示しています。

また、「適用地域名」欄に「別紙○-○のA（B又はC）の地域」と記載がある場合には、別紙の地図に、具体的な適用地域について記載があることを示しています。詳しくは、下記「(5)『調整率表 別紙』について」をご覧ください。

(3) 「宅地」欄

「宅地」欄には、その町（丁目）又は大字の地域の「宅地」の調整率を記載しています。

(4) 「田」、「畑」、「山林」、「原野」、「牧場」及び「池沼」欄

「田」、「畑」、「山林」、「原野」、「牧場」及び「池沼」欄には、その地域の各地目における調整率を記載しています。

なお、各地目欄に「比準」、「周比準」又は「市比準」と記載がある場合は、該当する適用

地域における「宅地」の調整率を乗じてください。

(5) 「調整率表 別紙」について

別紙の地図には、調整率表の「町(丁目)又は大字名」欄に(注)と記載がある町(丁目)又は大字の調整率の具体的な適用地域を記載しています。評価対象土地等がA、B若しくはCの地域又はそれ以外の地域のいずれに属するかを当該地図により確認してください。

〔掲載例〕

調 整 率 表

市区町村名：〇〇市

〇〇税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
か	◎◎町(注)	別紙〇-〇のAの地域	0.30	0.55	0.55	0.85	0.85		
		上記以外の区域	0.75	0.90	0.90	0.90	0.90		

① 確認したい町(丁目)又は大字が記載されていることを確認します(記載がない町(丁目)又は大字は、この別紙で確認する対象地域ではありません。)

② 評価対象土地等がいずれの地域に属するかを地図で確認します。

調 整 率 表 別 紙 〇 - 〇

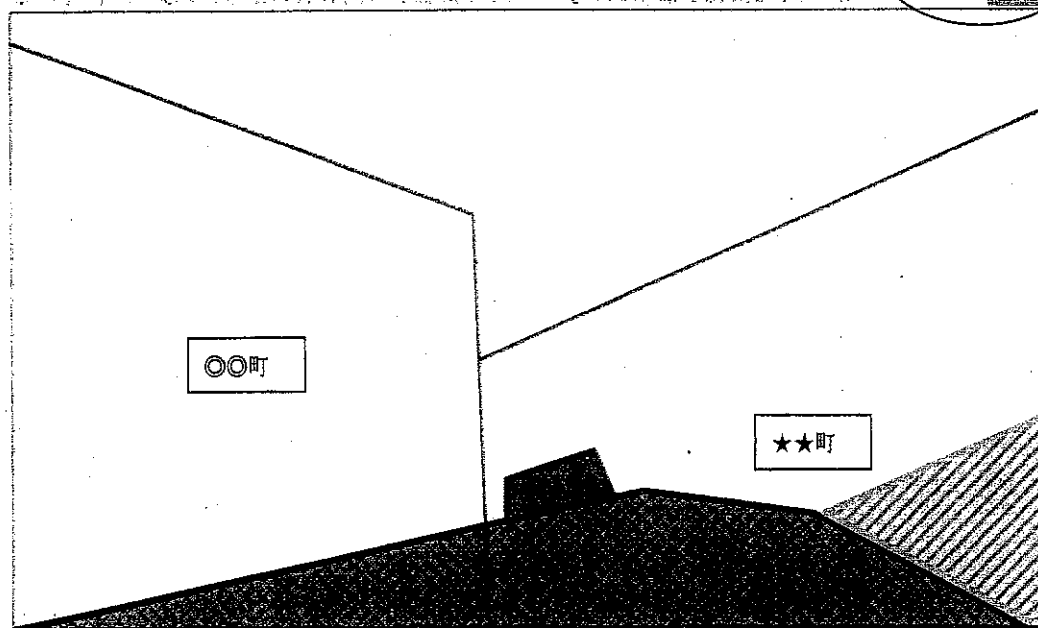
市区町村名：〇〇市

調整率表上の(注)書きのある町(丁目)又は大字名

◎◎町、★★町

※ 町(丁目)又は大字名は別紙面に記載してあり、境界は別紙面に記載してあります。

Aの地域
Bの地域
Cの地域

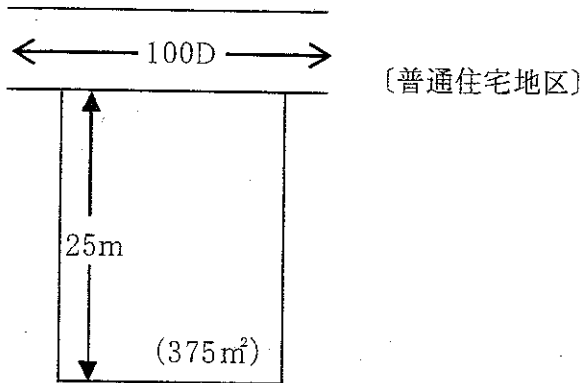


※ 「調整率表 別紙」は、平成23年4月12日集計の国土地理院の津波浸水範囲概況図等の情報を基として、調整率に関する情報を付加したものです。

3 計算例

(1) 路線価方式

【計算例 1】 一路線に面する宅地の場合



調 整 率 表

市区町村名：〇〇市

〇〇税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
あ	△△町	市街化区域	0.90	比準	比準	比準	比準		

(平成 23 年分の路線価) (調整率) (調整率適用後の路線価)

$$100,000 \text{ 円} \times 0.90 = 90,000 \text{ 円}$$

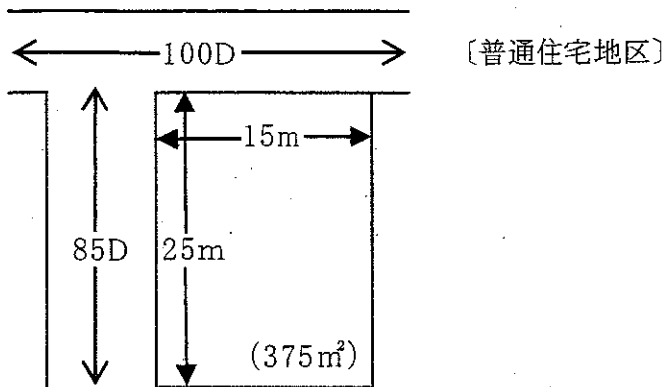
(調整率適用後の路線価) (奥行 25m に応ずる奥行価格補正率) (1m 当たりの価額)

$$90,000 \text{ 円} \times 0.99 = 89,100 \text{ 円}$$

(1m 当たりの価額) (地積) (自用地の価額)

$$89,100 \text{ 円} \times 375 \text{ m}^2 = 33,412,500 \text{ 円}$$

【計算例2】 二路線に面する宅地の場合



調整率表

市区町村名：〇〇市

〇〇税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
う	××町	全域	0.90	比準	比準	比準	比準		

(平成23年分の正面路線価) (調整率) (調整率適用後の路線価)

$$100,000 \text{ 円} \times 0.90 = 90,000 \text{ 円}$$

(調整率適用後の正面路線価) (奥行25mに応ずる奥行価格補正率) (A)

$$90,000 \text{ 円} \times 0.99 = 89,100 \text{ 円}$$

(平成23年分の側方路線価) (調整率) (調整率適用後の側方路線価)

$$85,000 \text{ 円} \times 0.90 = 76,500 \text{ 円}$$

(A) (調整率適用後の側方路線価) (奥行15mに応ずる奥行価格補正率) (側方路線影響加算率) (1㎡当たりの価額)

$$89,100 \text{ 円} + (76,500 \text{ 円} \times 1.00 \times 0.03) = 91,395 \text{ 円}$$

(1㎡当たりの価額) (地積) (自用地の価額)

$$91,395 \text{ 円} \times 375 \text{ m}^2 = 34,273,125 \text{ 円}$$

(2) 倍率方式

【計算例 3】 倍率地域内の「宅地」の場合

平成 23 年分の評価倍率 1.1 倍

平成 23 年度の固定資産税評価額 5,000,000 円

調 整 率 表

市区町村名：〇〇市

〇〇税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
い	◇◇町	全域	0.75	0.90	0.90	0.90	0.90		

(平成 23 年分の評価倍率) (調整率) (調整率適用後の評価倍率)

$$1.1 \times 0.75 = 0.825$$

(平成 23 年度の固定資産税評価額) (調整率適用後の評価倍率) (自用地の価額)

$$5,000,000 \text{ 円} \times 0.825 = 4,125,000 \text{ 円}$$

【計算例 4】 倍率地域内の「畑」の場合

平成 23 年分の評価倍率 8.0 倍

平成 23 年度の固定資産税評価額 600,000 円

調 整 率 表

市区町村名：〇〇市

〇〇税務署

音順	町(丁目)又は大字名	適用地域名	路線価及び評価倍率に乗ずる調整率						
			宅地	田	畑	山林	原野	牧場	池沼
え	□□町	全域	0.55	0.75	0.80	0.85	0.85		

(平成 23 年分の評価倍率) (調整率) (調整率適用後の評価倍率)

$$8.0 \times 0.80 = 6.4$$

(平成 23 年度の固定資産税評価額) (調整率適用後の評価倍率) (自用地の価額)

$$600,000 \text{ 円} \times 6.4 = 3,840,000 \text{ 円}$$

4

東日本大震災に係る「調整率表」＜一般の土地等用＞

1. 東日本大震災に係る「調整率」は、

(1) 平成23年3月11日以後に相続税の申告期限が到来する方が平成23年3月10日以前に相続等により取得
 (2) 平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に相続等により取得
 (3) 平成22年1月1日から平成23年3月10日までの間に贈与により取得
 (4) 平成23年3月11日から平成23年12月31日までの間に贈与により取得
 した指定地域内にある土地等の価額を計算するために用います。

(注) 上記(1)、(3)の場合の指定地域内にある土地等は、平成23年3月11日において所有していたものに限ります。

平成22年中に相続等又は贈与により取得した指定地域内にある土地等の価額について「調整率」を乗じて計算する場合には、平成23年分の路線価及び評価倍率に「調整率」を乗じて計算することに注意してください。

※ 「調整率表」の添付は、こちらをご覧ください。

2. 「調整率表」をご覧になる場合は、左欄に示す指定地域の県名をクリックしてください。

青森県
岩手県
宮城県
秋田県

栃木県
群馬県
埼玉県
千葉県
東京都
神奈川県

指定地域の存する県名をクリック

5

財産評価基準書

青森県（「調整率表」＜一般の土地等用＞）

ご覧になりたい市区町村をクリックしてください。

青森市
板橋町
おきみせ町
かみ間原町
黒川町
五所川原市
八戸市
三戸市
三戸町
大間町

板橋町
田舎館村
大間町
大間町
大間町
大間町
大間町
大間町
大間町
大間町

市区町村名をクリック

6

調整率表

市区町村名		市	指定率						
市	町	村	宅地	田	畑	山林	果樹	雑草	雑木
青森市	板橋町	五所川原市	0.70	0.85	0.85	0.80	0.80		
八戸市	三戸市	三戸町	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
大間町	大間町	大間町	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
黒川町	黒川町	黒川町	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
おきみせ町	おきみせ町	おきみせ町	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
かみ間原町	かみ間原町	かみ間原町	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
田舎館村	田舎館村	田舎館村	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
板橋町	板橋町	板橋町	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
大間町	大間町	大間町	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
三戸市	三戸市	三戸市	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
三戸町	三戸町	三戸町	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		
五所川原市	五所川原市	五所川原市	0.80	0.85	0.85	0.80	0.80		